

地元産材を使用した 家づくりを支援します!

補助の条件

- ・市内に在住の個人又は市内に事業所を有する法人であること
- ・自らが居住(使用)するために建築・増築・改築する建物(※)であること

※ 事業所・車庫・納屋等も対象になります。

補助額

佐渡産材使用
用量に応じ

最大 **70** 万円

※ 1m³当りの補助額は35,000円となります。
また、補助額で5万円未満は対象になりません。

募集期間

先着順

令和6年4月16日から
令和7年1月31日まで

募集期間内でも予算額に達した時点で終了します。

佐渡産材を使用した住宅の施工例



フラット35地域連携型の対象となります

地域木材の利用促進を図るため、佐渡市と住宅金融支援機構が連携し、佐渡産材利用促進事業とフラット35を併せて利用することで、フラット35の借入金利を当初5年間0.25%引き下げられます。

※令和6年よりフラット35子育てプラスとの併用が可能となりました。

※ 詳しい申請方法は、補助金交付申請時にご相談ください。